Ⅰ．通常型指名競争入札技術審査基準

R5．4．1

1．基本事項

○技術審査を行うにあたっては、「契約業者取扱要領　平成19年2月13日　国港総第731号」及び「運輸省が発注する工事請負契約に係る事務の適正化について　平成12年7月3日　港管第1260号」(以下、「運用基準」という。)に留意して運用する。

2．【欠格要件の確認】

評価項目	選定の着目点	摘　　要
①不誠実な行為	・指名停止措置の有無 ・警察当局から排除要請等	・運用基準の表－1,3(1)(2)(3)による
②経営状況	・主要取引先からの取引停止等の事実	・運用基準の表－1,5による
③工事成績	・工事成績の平均が過去2年連続して60点未満の場合	・運用基準の表－1,1(1)による
④安全管理	・事故等による指名停止、及び労働基準監督署からの指導に対する改善状況	・運用基準の表－1,2(1)(2)による
⑤労働福祉	・賃金不払いに関する厚生労働省からの通報により、明らかに不適当であると認められるとき	・運用基準の表－1,4(1)による
⑥地域特性	・九州地方整備局(港湾空港関係)管内に建設業法に基づく本社、支店又は営業所を有する者とする。	・通達による
⑦入札参加資格の保留	・低入札価格調査制度対象工事でかつ入札参加の制限を受けているもの	・通達による

＊2の【欠格要件の確認】で欠格要件がある場合は、3の【審査】は行わない。

3．【審査】

評価項目	選定の着目点		A	0.5A	B	―	C
①工事成績の評価	当該工事種別における過去5ヶ年度の九州地方整備局(港湾空港関係)発注工事の平均点		80点以上	75点以上 80点未満	70点以上 75点未満	60点以上 70点未満 又は成績点なし	60点未満
②地域特性の考慮	工事施工地域における本社(本店)の所在	A等級工事	県内に本社(本店)あり			県内に本社(本店)なし	
		A等級工事以外	工事施工地域に本社(本店)		県内に本社(本店)	県内に本社(本店)なし	
③工事の手持ち状況	当該事務所発注工事の手持ち状況		手持ちなし				
④施工実績評価	同種工事の実績 (JVは出資比率20%以上) [対象工事：過去15ヶ年度＋当該年度の500万円以上の工事]		同種工事の実績あり				実績なし
	近隣地域内工事の実績 (JVは出資比率20%以上) [対象工事：過去5ヶ年度＋当該年度の500万円以上の工事]	海上工事	同一港内		同一県内	県内に実績無し	
		空港工事	同一空港内		同一県内	県内に実績無し	
		陸上工事			同一県内	県内に実績無し	
⑤安全管理の状況	事故による指名停止等の有無		なし			あり	
⑥表彰	九州地方整備局(港湾空港関係)における局長表彰、事務所長表彰の有無 [対象期間：表彰日から5年間]		局長表彰	所長表彰		なし	
⑦その他の考慮すべき事項	特殊な技術若しくは工法、作業船等を要する場合		有する			該当なし	
	専門技術者の状況、技術開発等		優秀			普通	
	不誠実な行為による指名停止等の有無				なし	あり	
⑧当該年度指名回数	当該年度の指名回数		指名回数が少な			左記以外	
⑨当該年度受注名回数	当該年度、当該事務所発注工事の受注回数					なし	

注1)①工事成績評価について、対象年数は施工実績及び条件に応じて緩和することができる。

注2)②地域特性の考慮について、大企業は評価を行わない。

注3)③工事の手持ち状況について

・手持ち工事が1件ある場合は「－A」、2件以上ある場合は「－2A」と評価する。

・手持ち工事となる対象金額は、A等級工事　1億円以上、A等級工事以外　500万円以上とする。

注4)④施工実績について

・経常JVは全ての構成員に同種工事の実績を求める。ただし、いずれか1社については要件を緩和することができる。

・対象金額は施工実績及び条件に応じて緩和することができる。

・近隣地域内工事実績の対象金額はA等級工事1億円以上、A等級工事以外500万円以上とする。また、対象年数は施工実績及び条件に応じて緩和することができる。

注5)⑤安全管理の状況について

・過去5ヶ年度に九州地方整備局(港湾空港関係)の施工実績が無い社は「－」評価とする。

・指名停止期間後又は港湾空港関係による厳重注意を受けた翌日から下記の期間について評価を行う。

死亡事故による指名停止・・・2年間、負傷事故及び公衆損害による指名停止・・・1年間、厳重注意(文書注意)・・・6ヶ月、厳重注意(口頭注意)・・・3ヶ月

・「－」評価期間中に再度事故による指名停止等を受けた者については、前回の「－」評価期間の終了後に新たな事故に見合う「－」評価期間を追加する。

注6)⑥表彰について

・表彰の評価は該当工事種別(空港等土木・港湾土木・港湾等しゅんせつ・空港等舗装、港湾等鋼構造物等)における表彰の有無で行う。

・表彰された者が、評価期間中に指名停止(安全管理・不誠実な行為)を受けた場合はその後の評価はしない。

注7)⑦その他の考慮すべき事項について

・「特殊な技術若しくは工法、作業船等を要する場合」、「専門技術者の状況、技術開発等」については、必要に応じて適宜評価項目とすることができる。

・専門技術者の状況、技術開発等において、最低の者は「－A」評価とすることができる。

・指名停止期間後から下記の期間について評価を行う。

1ヶ月を超える指名停止・・・2年間、1ヶ月以下の指名停止・・・・1年間

・「－」評価期間中に再度不誠実な行為による指名停止等を受けた者については、前回の「－」評価期間の終了後に新たな指名停止に見合う「－」評価期間を追加する。

注8)⑧当該年度指名回数について

・必要に応じて適宜評価項目とすることができる。

注9)⑨当該年度、当該事務所発注工事の受注回数について

・当該年度、当該事務所発注工事の受注回数が1件以上ある場合は[－A]と評価する。

注10)指名・評価方法について

・④施工実績評価で「C」があれば非指名とする。

・Aの数→Bの数→工事成績等の順により上位と判定される業者を概ね10社程度指名する。

Ⅰ．工事希望型競争入札（資料提出依頼業者選択基準）

R5.4.1

○本基準は、工事希望型競争入札資料提出依頼業者を選択するために使用する。　※本基準はR5.4.1以降に技術資料提出要請を行う工事より適用する。

1．【欠格要件の確認】

評価項目	内容	摘　要
①不誠実な行為	・指名停止措置の有無 ・警察当局から排除要請等	・運用基準の表－1,3（1）（2）（3）による
②経営状況	・主要取引先からの取引停止等の事実	・運用基準の表－1,5による
③工事成績	・工事成績の平均が過去2年連続して60点未満の場合	・運用基準の表－1,1（1）による
④安全管理	・事故等による指名停止、及び労働基準監督署からの指導に対する改善状況	・運用基準の表－1,2（1）（2）による
⑤労働福祉	・賃金不払いに関する厚生労働省からの通報により、明らかに不適当であると認められるとき	・運用基準の表－1,4（1）による
⑥地域特性	・九州地方整備局（港湾空港関係）管内に建設業法に基づく本社、支店又は営業所を有する者とする。	・通達による
⑦入札参加資格の保留	・低入札価格調査制度対象工事でかつ入札参加の制限を受けている者	・通達による

＊1の【欠格要件の確認】で欠格要件がある場合は、2の【選択】は行わない。

2．【選択】

評価項目	選択の着目点		A	0.5A	B	―	C
①工事成績の評価	当該工事種別における過去5ヶ年度の九州地方整備局（港湾空港関係）発注工事の平均点		80点以上	75点以上 80点未満	70点以上 75点未満	60点以上 70点未満 又は成績点なし	60点未満
②地域特性の考慮	工事施工地域における本社（本店）の所在	A等級工事	県内に本社（本店）あり			県内に本社（本店）なし	
		A等級工事以外	工事施工地域に本社（本店）		県内に本社（本店）	県内に本社（本店）なし	
③工事の手持ち状況	当該事務所発注工事の手持ち状況		手持ちなし				
④施工実績評価	同種工事の実績 （JVは出資比率20%以上） [対象工事：過去15ヶ年度＋当該年度の500万円以上の工事]		同種工事				実績なし
	近隣地域内工事の実績 （JVは出資比率20%以上） [対象工事：過去5ヶ年度＋当該年度の500万円以上の工事]	海上工事	同一港内		同一県内	県内実績無し	
		空港工事	同一空港内		同一県内	県内実績無し	
		陸上工事			同一県内	県内実績無し	
⑤安全管理の状況	事故による指名停止等の有無		なし			あり	
⑥表彰	九州地方整備局（港湾空港関係）における局長表彰、事務所長表彰の有無 [対象期間：表彰日から5年間]		局長表彰	所長表彰		なし	
⑦その他の考慮すべき事項	特殊な技術若しくは工法、作業船等を要する場合		有する			該当なし	
	専門技術者の状況、技術開発等		優秀			普通	
	不誠実な行為による指名停止等の有無				なし	あり	
⑧当該年度選択回数	当該年度の選択回数		選択回数が少ない			左記以外	
⑨当該年度受注回数	当該年度、当該事務所発注工事の受注回数					なし	

注1）①工事成績評価について、対象年数は施工実績及び条件に応じて緩和することができる。
注2）②地域特性の考慮について、大企業は評価を行わない。
注3）③工事の手持ち状況について
・手持ち工事が1件ある場合は「－A」、2件以上ある場合は「－2A」と評価する。
・手持ち工事となる対象金額は、A等級工事　1億円以上、A等級工事以外500万円以上とする。
注4）④施工実績について
・経常JVについては、全ての構成員に同種工事の施工実績を求める。ただし、いずれか1社については要件を緩和することができる。
・対象金額は施工実績及び条件に応じて緩和することができる。
・近隣地域内工事実績の対象金額はA等級工事1億円以上、A等級工事以外500万円以上とする。また、対象年数は施工実績及び条件に応じて緩和することができる。
注5）⑤安全管理の状況について
・過去5ヶ年度及び当該年度に九州地方整備局（港湾空港関係）の施工実績が無い社は「－」評価とする。
・指名停止期間後又は港湾空港関係による厳重注意を受けた翌日から下記の期間について評価を行う。
　死亡事故による指名停止・・・2年間、負傷事故及び公衆損害による指名停止・・・1年間、厳重注意（文書注意）・・・6ヶ月、厳重注意（口頭注意）・・・3ヶ月
・「－」評価期間中に再度事故による指名停止等を受けた者については、前回の「－」評価期間の終了後に新たな事故に見合う「－」評価期間を追加する。
注6）⑥表彰について
・表彰の評価は該当工事種別（空港等土木・港湾土木・港湾等しゅんせつ・空港等舗装、港湾等鋼構造物等）における表彰の有無で行う。
・表彰された者が、評価期間中に指名停止（安全管理・不誠実な行為）を受けた場合はその後の評価はしない。
注7）⑦その他の考慮すべき事項について
・「特殊な技術若しくは工法、作業船等を要する場合」、「専門技術者の状況、技術開発等」については、必要に応じて適宜評価項目とすることができる。
・専門技術者の状況、技術開発等において、最低の者は「－A」評価とすることができる。
・指名停止期間後から下記の期間について評価を行う。
　1ヶ月を超える指名停止・・・2年間、1ヶ月以下の指名停止・・・・1年間
・「－」評価期間中に再度不誠実な行為による指名停止等を受けた者については、前回の「－」評価期間の終了後に新たな指名停止に見合う「－」評価期間を追加する。
注8）⑧当該年度選択回数について
・必要に応じて適宜評価項目とすることができる。
注9）⑨当該年度、当該事務所発注工事の受注回数について
・当該年度、当該事務所発注工事の受注回数が1件以上ある場合は[－A」と評価する。
注10）選択・評価方法について
・④施工実績評価で「C」があれば非選択とする。
・Aの数→Bの数→工事成績等の順により上位と判定される業者を10数社～20社程度選択する。